

緊急事態宣言解除後の事務総局の態勢について

- 緊急事態宣言が解除されたことを受け、事務総局各局課においては、緊急事態宣言下での態勢を見直し、登庁する職員の割合を概ね5割程度とし、交替で登庁する態勢とする（ただし、継続業務に従事している職員についてはこの限りではない）。
- 上記の態勢には、各局課において準備ができ次第移行し、当面の間継続することとするが、6月18日頃を目途として、態勢の見直しを検討する。
- 事務総長は、当面の間、原則として週1日（木曜日）在宅勤務を行う。
- 事務総局会議については、議題がある場合のみ開催するが、秘書課において議題を集中させるよう調整に努める。